

令和4年度第3回  
豊橋市国民健康保険運営協議会

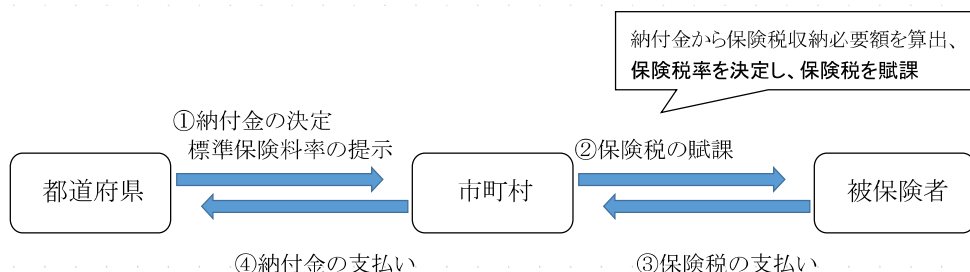
日 時 令和5年2月9日（木）午後1時30分  
場 所 豊橋市役所 東館12階 東122会議室

# 目 次

議題 1	令和 5 年度国民健康保険税の税率改定（案）について	… 1
議題 2	令和 5 年度国民健康保険事業予算（案）について	… 5
報告 1	新型コロナウイルス感染症への対応状況について	… 10

## 令和5年度国民健康保険税の税率改定(案)について

### 1 保険税賦課の仕組み



### 2 令和5年度納付金(退職分除く。)

	令和4年度		令和5年度		前年度比 (1人当たり)
	納付金(千円)	被保険者 1人当たり(円)	納付金(千円)	被保険者 1人当たり(円)	
総額	9,716,678	138,436	9,996,135	149,562	108.0%
うち医療分	6,598,539	94,011	6,779,848	101,440	107.9%
うち後期高齢者支援金分	2,183,342	31,107	2,373,003	35,505	114.1%
うち介護分	934,797	40,046	843,284	37,824	94.5%

※介護分の1人当たり納付金額は、介護保険2号被保険者数(40歳～64歳)で除した金額

<増減理由>

【医療分】 高齢化による医療費の増及び引き下げに活用できる県の決算剰余金がなくなったことによる増

【後期高齢者支援金分】 団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したことによる増

【介護分】 前々年度(R3年度)の精算が追加交付となったことによる減

### 3 令和5年度保険税率

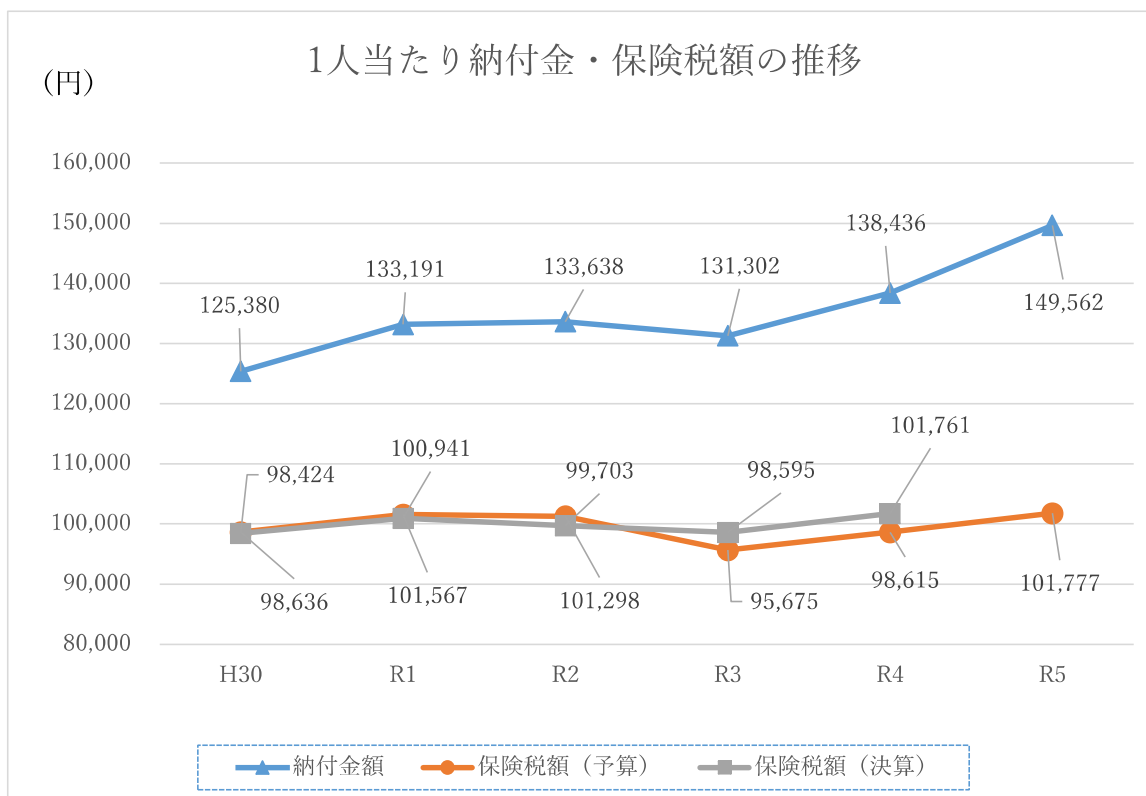
- ・1人当たりの納付金額が上昇したことから、保険税率も引き上げることが原則となる。
- ・しかしR4年度において、被保険者の所得が想定以上に高く、実際の1人当たり調定額は予算と比べて3,146円の増となっている。加えて収納率が年々向上しており、その分税率を抑制できることとなる(R元年度92.56% R2年度92.89% R3年度93.63%)。
- ・こうした増収要素を加味し、R5年度の税率を仮に据え置きとしてR5年度の税収を見積もったところ、約4.7億円の税収不足であった。
- ・決算剰余金+財政調整基金の残高は年々増加しており、R4年度当初で約31億円となっている。R4年度は税率抑制のため3.6億円投入しているが、保険税の増収もありR5年度当初の残高は逆に増加する見込み。
- ・コロナ過で被保険者の困難な状況が続いていることから、決算剰余金等の状況も踏まえ、税収不足分を決算剰余金で補填することとし、1人当たりの保険税調定額を据え置きとしたい。

- ・ただし、納付金の内訳（医療分・支援金分・介護分）について増減があり、内訳に合わせた課税とすることが必要であること、並びに賦課割合のうち均等割・平等割の割合は愛知県の標準割合と差があり、将来的な保険税率の県内統一に向け段階的に是正する必要があるため、税率改正は実施することとしたい。

決算剰余金、財政調整基金の状況（年度当初）

（億円）

	R1	R2	R3	R4	R5（見込）
決算剰余金	26	26	23	26	27
財政調整基金	0	0	5	5	5
計	26	26	28	31	32
その年度の税率抑制に使った決算剰余金	2.2	1	3.3	3.6	4.5



#### 4 豊橋市国民健康保険税率推移

課税	区分		県基準賦課割合	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度(案)			
				税率	賦課割合	税率	賦課割合	税率	賦課割合	税率	賦課割合	税率	賦課割合	応能・応益	
医療分	応能	所得割	55%	6.52%	55.0%	6.48%	55.0%	6.48%	53.7%	6.60%	54.8%	6.28%	55.0%	55.0%	
	応益	均等割	31.5%	18,200円	23.0%	18,800円	24.0%	18,800円	24.3%	19,500円	25.3%	20,100円	26.1%	45.0%	
		平等割	13.5%	30,300円	22.0%	28,200円	21.0%	28,200円	22.0%	25,500円	19.9%	24,000円	18.9%		
			課税限度額		610,000円		630,000円		630,000円		650,000円		650,000円		
			1人当たり調定額 (上段:予算 下段:決算)		68,074円 67,717円		67,582円 66,613円		63,882円 65,946円		65,658円 67,898円		65,557円		
					前年比(決算) 103.7%		前年比(決算) 98.4%		前年比(決算) 99.0%		前年比(決算見込) 103.0%		前年比(予算) 99.8%		
後期高齢者支援金分	応能	所得割	55%	2.49%	55.0%	2.44%	55.1%	2.44%	53.8%	2.46%	55.0%	2.71%	54.8%	54.8%	
	応益	均等割	31.5%	6,700円	23.1%	6,800円	24.1%	6,800円	24.4%	6,900円	24.9%	8,400円	26.3%	45.2%	
		平等割	13.5%	11,000円	21.9%	10,100円	20.9%	10,100円	21.8%	9,300円	20.1%	9,900円	18.9%		
			課税限度額		190,000円		190,000円		190,000円		200,000円		220,000円		
			1人当たり調定額 (上段:予算 下段:決算)		24,890円 24,777円		24,342円 24,069円		23,118円 23,845円		23,033円 24,379円		26,405円		
					前年比(決算) 102.5%		前年比(決算) 97.1%		前年比(決算) 99.1%		前年比(決算見込) 102.2%		前年比(予算) 114.6%		
介護分	応能	所得割	55%	1.89%	55.1%	2.14%	55.1%	2.14%	53.0%	2.49%	55.0%	2.30%	54.9%	54.9%	
	応益	均等割	31.5%	7,000円	22.9%	7,900円	23.9%	7,900円	24.9%	8,700円	25.0%	9,000円	26.1%	45.1%	
		平等割	13.5%	8,200円	22.0%	8,400円	21.0%	8,400円	22.1%	8,300円	20.0%	7,800円	19.0%		
			課税限度額		160,000円		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		
			1人当たり調定額 (上段:予算 下段:決算)		26,668円 26,070円		28,889円 27,679円		26,560円 27,103円		29,772円 30,693円		29,442円		
					前年比(決算) 94.4%		前年比(決算) 106.2%		前年比(決算) 97.9%		前年比(決算見込) 113.2%		前年比(予算) 98.9%		
単純合計	応能	所得割	55.0%	10.90%		11.06%		11.06%		11.55%		11.29%			
	応益	均等割	31.5%	31,900円		33,500円		33,500円		35,100円		37,500円			
		平等割	13.5%	49,500円		46,700円		46,700円		43,100円		41,700円			
			課税限度額		960,000円		990,000円		990,000円		1,020,000円		1,040,000円		
		1人当たり調定額 (上段:予算 下段:決算)		101,567円 100,941円		101,298円 99,703円		95,675円 98,595円		98,615円 101,761円		101,777円			
				前年比(決算) 102.6%		前年比(決算) 98.8%		前年比(決算) 98.9%		前年比(決算見込) 103.2%		前年比(予算) 103.2%			

## 5 令和5年度実施の制度改正（地方税法等の改正）

### （1）課税限度額の改定

区分	令和2・3年度	現行（令和4年度）	令和5年度
医療分	630,000円	650,000円	650,000円
支援金分	190,000円	200,000円	220,000円
介護分	170,000円	170,000円	170,000円
合計	990,000円	1,020,000円	1,040,000円

※医療分・介護分については据置

### （2）保険税軽減判定基準の緩和

低所得者に対する保険税軽減判定所得について、経済動向を踏まえて見直し

区分	令和5年度
7割軽減 (変更なし)	前年度の合計所得が、次の金額の合計額(①+②)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者等の人数-1)×10万円
5割軽減	前年度の合計所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者等の人数-1)×10万円 ③ (被保険者と特定同一世帯所属者の人数)× <u>29万円</u> (28万5千円)
2割軽減	前年度の合計所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者等の人数-1)×10万円 ③ (被保険者と特定同一世帯所属者の人数)× <u>53万5千円</u> (52万円)

(括弧内金額は従来基準額)

### （3）◎産前産後期間保険税免除制度の創設（※）

子育て世帯の負担軽減のため、市町村国保に加入している女性の産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除して出産時の負担を軽減する制度を開始予定（令和6年1月より）。

対象	内容詳細（見込）
対象者	市町村国保に加入している出産（予定）女性
免除対象期間	妊娠85日（4か月）の出産を対象とし、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多妊娠の場合は3か月前から6か月間）
免除対象保険税	出産する女性に係る産前産後期間相当分の均等割と所得割

※本制度については今後法改正が行われた後、本市の条例を改正し、実施予定。よって当初予算には計上していない。

## 令和5年度国民健康保険事業予算（案）について

### 1 被保険者数

区 分	令和4年度	令和5年度	比較増減	
総人口（A）	373,833人	370,829人	△ 3,004人	99.2%
被保険者総数（B）	70,200人	66,900人	△ 3,300人	95.3%
うち介護保険第2号被保険者数	23,400人	22,300人	△ 1,100人	95.3%
加入率（B/A）	18.8%	18.0%		

（総人口は前年度4月1日現在）

※昭和23年生まれの被保険者（団塊世代）が、後期高齢者医療制度へ移行することによる減

### 2 世帯数

区 分	令和4年度	令和5年度	比較増減	
総世帯数（A）	161,770世帯	162,193世帯	423世帯	100.3%
被保険者世帯数（B）	44,300世帯	42,500世帯	△ 1,800世帯	95.9%
加入率（B/A）	27.4%	26.2%		

（総世帯数は前年度4月1日現在）

※1人世帯増に伴う増、後期高齢者医療制度へ移行することによる減

### 3 保険給付費

区 分	令和4年度	令和5年度	比較増減	
療養諸費	19,891,000千円	19,189,000千円	△ 702,000千円	96.5%
高額療養費	2,863,410千円	2,493,010千円	△ 370,400千円	87.1%
出産育児諸費(※)	126,063千円	117,591千円	△ 8,472千円	93.3%
葬祭諸費	25,000千円	24,000千円	△ 1,000千円	96.0%
審査支払手数料	63,000千円	63,000千円	0千円	100.0%
移送費	2千円	2千円	0千円	100.0%
傷病手当金	4,000千円	6,000千円	2,000千円	150.0%
合計	22,972,475千円	21,892,603千円	△ 1,079,872千円	95.3%

※ 少子化対策の一環として、出産育児一時金を引き上げ

・令和5年4月1日から現行42万円→50万円へ。出産育児一時金は、産科医療補償制度の掛金を含め平成21年10月から42万円。今回過去最大の8万円増額を図り、妊婦の出産に係る経済的負担を軽減する。

## 4 保健事業

### (1) 保健衛生普及事業

事業種別		令和4年度	令和5年度	比較増減	
脳ドック等 診査助成件数	脳ドック・脳検診	215件	210件	△ 5件	97.7%
	肺がん検診	5件	5件	0件	100.0%
	心臓ドック	25件	25件	0件	100.0%
医療費通知（年間通知延べ世帯数）		240,000世帯	240,000世帯	0世帯	100.0%
ジェネリック医薬品利用差額通知 （年間通知人数）		8,000人	8,000人	0人	100.0%

### (2) 特定健康診査等事業

区分		令和4年度	令和5年度	比較増減	
特定 健康 診査	受診者数	21,280人	20,000人	△ 1,280人	94.0%
	受診率	38.5% (55%)	38.9% (60%)		
特定 保健 指導	動機付け支援	385人	370人	△ 15人	96.1%
	積極的支援	94人	98人	4人	104.3%
	計	479人	468人	△ 11人	97.7%
	利用率	20% (52%)	20% (60%)		

- ・（ ）内は、豊橋市国民健康保険保健事業実施計画目標値
- ・特定健診受診率、特定保健指導利用率は過去の実績の推移より算出

#### ○特定健康診査等の啓発の充実

- ・特定健康診査の受診率向上のため、YouTubeでのバンパー広告を実施するとともに、特定保健指導の実施率向上のため、40歳から60歳までの特定保健指導の対象者に対し、生活習慣病の発症リスク等を記載した情報提供冊子を作成。



5 令和5年度国民健康保険事業予算案

(千円)

区分		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	R4—R5比較	説明	
歳入	① 国民健康保険税	6,879,903	6,855,823	▲ 24,080		
	現年度課税分	医療給付費分	4,308,701	4,140,201	▲ 168,500	
		後期高齢者支援金分	1,511,501	1,667,601	156,100	
		介護納付金分	635,701	619,801	▲ 15,900	
	滞納繰越分	医療給付費分	263,000	267,000	4,000	
		後期高齢者支援金分	109,000	105,600	▲ 3,400	
		介護納付金分	52,000	55,620	3,620	
	② 使用料及び手数料	201	101	▲ 100		
	③ 国庫支出金	1	1,176	1,175	出産育児一時金補助金 1,175	
	④ 県支出金					保険給付費等交付金 22,279,662
						普通交付金 21,719,006
						特別交付金 保険者努力支援 128,920
						特別調整交付金 74,748
						560,656 県2号繰入金 280,946
				特定健康診査等負担金 76,042		
				財政安定化基金交付金 1		
⑤ 財産収入	600	1,124	524	財政調整基金利子		
⑥ 繰入金					保険基盤安定 1,667,600	
					未就学児均等割 15,800	
					職員給与費等 551,836	
					出産育児一時金 78,333	
					財政安定化支援事業 116,332	
					その他保険税負担軽減 529,099	
					財政調整基金 1	
⑦ 繰越金	467,388	510,000	42,612	保険税軽減措置 内 450,000		
⑧ 諸収入	145,316	203,112	57,796			
歳入合計	33,684,000	32,810,000	▲ 874,000			

区分		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	R4—R5比較	説明	
歳出	① 総務費	596,794	569,149	▲ 27,645		
	② 保険給付費	22,972,475	21,892,603	▲ 1,079,872		
	③ 国民健康保険事業費納付金	9,725,867	10,002,443	276,576	一般被保険者医療給付費分	6,779,848
					退職被保険者等医療給付費分	6,308
					後期高齢者支援金分	2,373,003
					介護納付金分	843,284
	④ 保健事業	290,876	284,680	▲ 6,196		
	特定健康診査等事業費	252,821	246,319	▲ 6,502		
	保健衛生普及費	38,055	38,361	306		
	⑤ 基金積立金	600	1,124	524		
⑥ 諸支出金	97,388	60,001	▲ 37,387			
歳出合計	33,684,000	32,810,000	▲ 874,000			

## 6 豊橋市国民健康保険保健事業実施計画策定について（第2期）

（第4期 豊橋市国民健康保険特定健康診査実施計画、第3期 豊橋市国民健康保険データヘルス計画）

### （1） 計画策定の背景

平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、保険者による特定健康診査・特定保健指導が開始された。

この法律の第19条により、保険者は5年ごとに「特定健康診査等の実施に関する計画（特定健康診査等実施計画）」を策定するよう定められており、現在は「豊橋市国民健康保険 特定健康診査等実施計画 第3期（平成30年度から令和5年度まで）」に基づき保健事業を実施している。

さらに、実施計画を基に、連携・補完するよう、健診情報、レセプト等のデータ分析に基づき、保健事業をPDCAサイクルに沿って効果的に実施し、被保険者の健康寿命の延伸を図るための事業計画として、「豊橋市国民健康保険データヘルス計画（第2期）」（平成30年度から令和5年度）も策定している。

本市では、前記2計画を包含し「豊橋市国民健康保険保健事業実施計画（第1期）」として一体的に策定し、保健事業を実施している。

平成20～24年度	特定健康診査等実施計画（第1期）	} 包含
平成25～29年度	特定健康診査等実施計画（第2期）	
平成28～29年度	豊橋市国民健康保険データヘルス計画（第1期）	
平成30～令和5年度	豊橋市国民健康保険保健事業実施計画（第1期） { 豊橋市国民健康保険データヘルス計画（第2期） { 特定健康診査等実施計画（第3期）	

### （2） 計画策定の方針

- ・ 現計画の目標達成状況を確認し課題等を整理した上で、次期計画における目標を設定する。
- ・ 国の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2020」で、保険者のデータヘルス計画の標準化の取組みを推奨するとされたことを受け、次期計画では他保険者との比較や保険者間の情報共有がしやすい「データヘルス計画標準化ツール」を使用することを検討する。
- ・ 次期計画期間においては、引き続き「豊橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期）」と「豊橋市国民健康保険データヘルス計画（第3期）」を包含し、「豊橋市国民健康保険保健事業実施計画（第2期）」として、一体的に策定する。
- ・ 計画期間は、令和6年度から令和11年度の6年間とする。

### （3） 計画策定スケジュール（案）

7月	<b>国民健康保険運営協議会（第1回）</b> ・ 現計画の目標達成状況確認 ・ 課題整理、次期目標設定、計画構成
11月	<b>国民健康保険運営協議会（第2回）</b> ・ 次期計画（案）提示 ・ 意見聴取
2月	<b>国民健康保険運営協議会（第3回）</b> ・ 計画配布

## 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

## 1 傷病手当金の支給状況（令和5年1月末現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決定件数(件)	31	64	435
支給合計額(円)	995,179	2,549,992	9,940,645

新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から給与を受け取れない、または減額された場合に傷病手当金を支給

対象期間：令和2年1月1日から令和5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続した場合等は最長1年6月まで）

## 2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等への保険税減免状況（令和5年1月末現在）

新型コロナウイルス感染症の影響により死亡・重篤な傷病を負った世帯と収入が30%以上減少した世帯を対象に実施

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決定件数(件)	350	109	55
減免額(円)	75,242,800	17,309,200	11,693,900